

ブレーカ
(油圧ブレーカユニット、空圧ブレーカユニット)
特定自主検査記録表

証明書発行日 4 年 12 月 日 様式SR-EB-01-F
証明書発行No. 8-94 印章No. 1153486

3 年 間 保 存

- ① 装着する機械（ベースマシン）の記録表は、様式SR-EHC等を使用すること。
② 検査済機械（ベースマシン）に装着して検査を実施し、その情報を記入すること。

メーカー名	甲南	管理No.	F6-010	(装着機械)メーカー名	ヤマ-	使用者住所氏名又は名称	中城村字久場1991番地 町田機工株式会社
型式	MKB300L	型式	V1045.6			機械管理者氏名	町田 宗才
製造番号	2024M	製造番号	AF 778			検査業者登録番号	第 1 7 号
性能	295	kg		稼働時間	506	h	
検査実施場所	宜野座					検査業者又は事業者住所・名称責任者名	沖縄市登川3458番地 マチダテクノ(株) 又三子
検査年月日	R4 年 12 月 7 日					検査者氏名	平川善之

区分	No.	検査箇所	検査内容	検査方法	検査結果 良 不良	補修 内容	区分	No.	検査箇所	検査内容	検査方法	検査結果 良 不良	補修 内容
ブレーカ本体	1	ブレーカ上	封入ガス圧力・ガス漏れ(油圧式)、接続部緩み(空圧式)、取付	目視 石けん水 圧力計	✓		油圧装置 (油圧式)	11	フィルター エレメント、 ケース	*汚れ・目詰まり・損傷、 油汚れ、取付	目視	—	—
	2	シリンダー	油漏れ、ピン穴き裂、 ブラケットはめ合い部摩耗、 取付	目視	✓			12	配管(ホース 類、高圧パイプ)	亀裂、損傷、老化、ひび割れ、 ねじれ、油漏れ、取付	目視	✓	
	3	ブレーカ下	亀裂、損傷、摩耗、取付、 チゼルしゅう動部ブッシュ摩耗、 油漏れ、給脂	目視 スケール	✓	L		13	リリーフバルブ	作動、油漏れ、取付	目視 操作	✓	
	4	アキュムレーター (油圧式)	打撃の異常(ホース振れ、 むら打ち、異音)、油漏れ	目視 操作 聴診	✓			14	アキュムレーター	打撃の異常(ホース振れ、むら 打ち、異音)、ガス封入圧	目視 聴診 圧力計	✓	
	5	チゼル保持ピン	亀裂、変形、摩耗	目視 スケール	✓		空圧装置 (空圧式)	15	エアホース	損傷、ひび割れ、劣化、 緩み、エア漏れ、クランプ	目視 聴診	—	—
	6	チゼル保持ピン 用抜止めピン	亀裂、変形、摩耗	目視 スケール	✓			16	操作弁 ラインオイル	作動、油量、汚れ	目視 操作	—	—
	7	チゼル	亀裂、変形、摩耗	目視	✓			17					
ブラケット等	8	ブラケット	亀裂、変形、摩耗	目視	✓		表示	18	表示板	損傷、取付	目視	✓	
	9	取付けピン、 ブッシュ	亀裂、変形、摩耗、 ピンシール損傷、取付	目視	✓		操作	19	操作レバー等	ストローク、かた	目視 操作	✓	
	10	緩衝材	亀裂、摩耗、劣化、取付	目視	✓		安全 車体	20	飛来物 防護設備	亀裂、変形、腐食、取付	目視 探傷器	✓	
								21					
							総合	22	総合テスト	作動、異常振動、異音、 異常発熱	目視 操作 聴診 触診	✓	

事業者 要請 への 等	次回特定自主検査実施年月	R5 年 12 月
	クリス給脂を行う下回。	

補修等の措置内容			
照合No.	補修箇所及び不具合状況	補修年月日	補修実施内容
3	クリス不足	R4-12/7	クリス給脂

備考	1. 検査の結果、異常のないものは、検査結果欄の良に、又異常なものは不良の欄に「✓」印の記号を記載する。 2. 検査結果が異常なものについては、検査内容、検査方法欄の該当項目を○で囲む。 3. 検査内容の項目に*印が付けられた項目は、関連機能が正常であれば検査を省略できる。省略した場合は*印を○で囲む。 4. 検査の結果、補修等を行った場合は、補修内容欄に右の記号に従って記載する。又補修内容等の詳細説明を要するものについては、補修等の措置内容欄に記載する。	記号	交換	分解交換	修理	調整	締付	清掃	給油	該当なし
	×	⊗	△	A	T	C	L	—		

油圧シヨベル(クローラ式)

特定自主検査記録表

3 年 間 保 存

監 明 登 記 目 録 44 年 8 月 19 日 機 式 SR-EHC-01-E

建設業に係る特定特殊自動車排出ガスの排出
の抑制を図るための指針に基づく検査共用

監 明 登 記 目 録 No. 8294 機 式 No. 1153486

メーカー名	ヤンマー	管理 No.	YT-230	使用者住所	中城村字久場1991番地
型式	V1045-6A	氏名又は名称	町田機工株式会社	機械管理者氏名	町田宗才
製造番号	AF778	稼働時間	506 h	検査業者登録番号	第 17 号
性能	0.14 m ³	検査業者又は事業者住所・名称	沖繩市登川3458番地	責任者名	マチダテクノ(株)
検査実施場所	南 都	責任者名	又吉 雄		
検査年月日	R4 年 8 月 19 日	検査者氏名	平川善之		

区分	No.	検査箇所	検査内容	検査方法	検査結果 良 不良	補修 内容
エンジン	1	本体	a *始動性 かりり具合、異音、予熱機・ヒーターの作動 b *回転の状態 アクセルの作動、回転具合 c *排気の状態 アイドリング回転 (980 min ⁻¹)、無負荷最高回転 (2200 min ⁻¹) d *エアリーナー 排気色、排気音、排気管・マフラー等のガス漏れ e *エアリーナー ケースの亀裂・変形・緩み、エレメントの汚れ・損傷・油置 f *弁すき間 シリンダーヘッド、マニホールドの取付 g *圧縮圧力 弁すき間(吸最大 mm・最小 mm)(排最大 mm・最小 mm) h *噴射圧力 圧縮圧力 (MPa) i *噴霧状態 噴射圧力 (MPa) j *過給機 噴霧状態 良○・不良× k *エンジンマウント 異常振動、異音、ガス漏れ、潤滑油漏れ	目視、操作、聴診 目視、操作、聴診 回転計 目視、操作、聴診 目視、聴診 トルクレンチ シックネスゲージ 圧縮圧力計 ノズルテスター 目視、ノズルテスター 目視、聴診	/ / / / / / / / / /	/ / / / / / / / / /
	2	*潤滑装置	油置、汚れ、油漏れ、*エレメントの汚れ・損傷	目視	/	
	3	*燃料装置	燃料漏れ、ホースの損傷・老化、*エレメントの汚れ・目詰まり	目視	/	
	4	*冷却装置	水置、汚れ、水漏れ、目詰まり、ホース損傷・老化、ラジエーターキャップ損傷・損傷、ベルト(たわみ、摩耗、損傷)、ファン・カバー・ダクト等の亀裂・損傷・変形・取付	目視、聴診、スケール	/	
	5	*電気装置	充電装置損傷、バッテリー液置・端子緩み・腐食、配線緩み・損傷	目視、聴診、電圧電圧計	/	
	6	エアコンプレッサー	異音、異常振動、エア漏れ、油漏れ、タンク内凝水、作動	目視、操作、聴診、圧力計	/	
	7					
	8	起動輪、遊動輪	亀裂、変形、摩耗、異音、異常発熱、取付、油漏れ	目視、聴診、聴診、探傷器	/	
	9	上部ローラー、下部ローラー	亀裂、変形、摩耗、異音、異常発熱、取付、油漏れ	目視、スケール、ノギス	/	
	10	履 帯	シュー・スリッパ・変形・摩耗、取付、リング・ブッシュ・スリッパ・変形・摩耗、ピン・ピン・たわみ、ピン・ピン・たわみ、ピン・ピン・たわみ	目視、スケール、探傷器	/	
	11	ゴム履帯	スチールコード切断・損傷、ゴム(欠け・老化・摩耗)、心金脱落、たわみ	目視、スケール	/	
	12	履帯調整装置	作動、調整ボルト・ナット・ロッド・ヨークの亀裂・変形、腐食・摩耗、シリンダー油漏れ	目視、操作、探傷器	/	
走行装置	13	走行減速機	異音、異常発熱、ケース亀裂・損傷、取付、油置、汚れ、油漏れ	目視、聴診、聴診	/	
	14					
	15	駐車ブレーキ	効能	目視、操作	/	
	16					
作業装置	17	ブーム、アーム、バケット、リンク	亀裂、変形、摩耗、がた、取付、ピン・ピン・損傷	目視、操作、ノギス、探傷器	/	
	18	ツース	脱落、がた、摩耗	目視、聴診	/	
	19	ブレード	亀裂、変形、摩耗、がた、取付	目視、操作、探傷器	/	
	20	フック	変形、摩耗、亀裂、外れ止めの損傷・損傷	目視、操作、ノギス	/	
	21					
油圧装置	22	作動油タンク	*油置・汚れ、油漏れ、*エネジ、フリーザ目詰まり、取付	目視、石けん水	/	
	23	フィルター	*汚れ・目詰まり、油漏れ	目視、聴診	/	
	24	配管(ホース類、高圧パイプ)	亀裂、損傷、老化、ひび割れ、ねじれ、油漏れ、取付	目視、聴診	/	
	25	油圧ポンプ	油漏れ、異常振動、異音、異常発熱、*負荷時吐出量・吐出圧	目視、聴診、聴診、テスト	/	
	26	油圧モーター	油漏れ、異常振動、異音、異常発熱	目視、聴診、聴診、テスト	/	
	27	油圧シリンダー	作動、油漏れ、伸縮量、打撃、亀裂、曲がり、傾り	目視、操作、スケール、タイマー	/	

YT-230

[illegible]

1. 検査の結果、異常のないものは、検査結果欄の良に、また異常なものは不良の欄に「✓」印の記号を記載する。
2. 検査結果が異常なものについては、検査内容、検査方法欄の該当項目を○で囲む。
3. 検査内容に*印が付けられた項目は、同梱箱館が正常であれば検査を省略できる。省略した場合は*印を○で囲む。
4. 検査の結果、補修等を行った場合は、同梱内容欄に右の記号に従って記載する。また補修内容等の詳細説明を要するものについては、補修等の相談内容欄に記載する。
5. ★印は「安衛法」と「建設業に係る特定特殊自動車排出口ガスの抑制を図るための指針」との共通検査項目であり、★★印は同指針のみの検査項目である。

記 号	交換	分解交換	修理	調整	締付	滑掃	給油水	該当なし
	×	⊗	△	A	T	C	L	—